○文部科学省告示第百八十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十一年文部省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表二　東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	東近江市五個荘金堂町二〇二
納屋	一棟	東近江市五個荘金堂町二〇二
門塀	一棟	東近江市五個荘金堂町二〇二

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	倉吉市魚町二五一六―三
主屋	一棟	倉吉市魚町二五一六―六

○文部科学省告示第百八十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十二年文部省告示第九十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表一　川越市川越伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	川越市幸町一五―一三
主屋	一棟	川越市幸町一―五
倉庫	一棟	川越市幸町一―五
主屋	一棟	川越市幸町五―二

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	美濃市二二一二
主屋	一棟	美濃市二二一八
平家屋	一棟	美濃市二二七七
土蔵	一棟	美濃市二二七七
土蔵	一棟	美濃市二二七七
土蔵	一棟	美濃市二二七七
土蔵	一棟	美濃市二二七七

○文部科学省告示第百八十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十三年文部科学省告示第九十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表一　高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	高岡市木舟町一二

○文部科学省告示第百八十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十四年文部科学省告示第九十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表三中、次の表に掲げるものを削除する。

別表三　萩市浜崎伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	萩市大字浜崎町二〇三

○文部科学省告示第百八十六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十五年文部科学省告示第八十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文